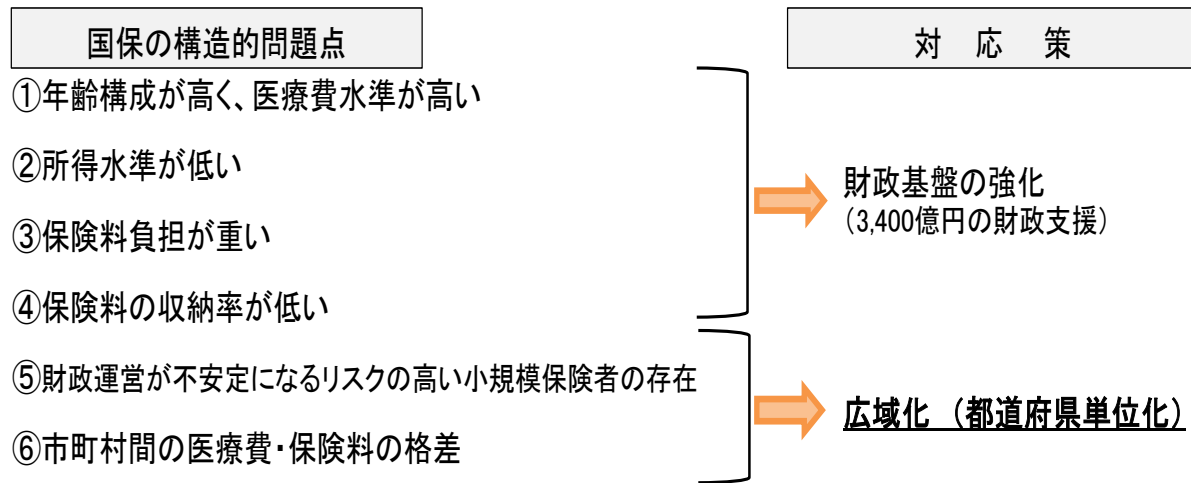


報告事項 1 国民健康保険事業の広域化について

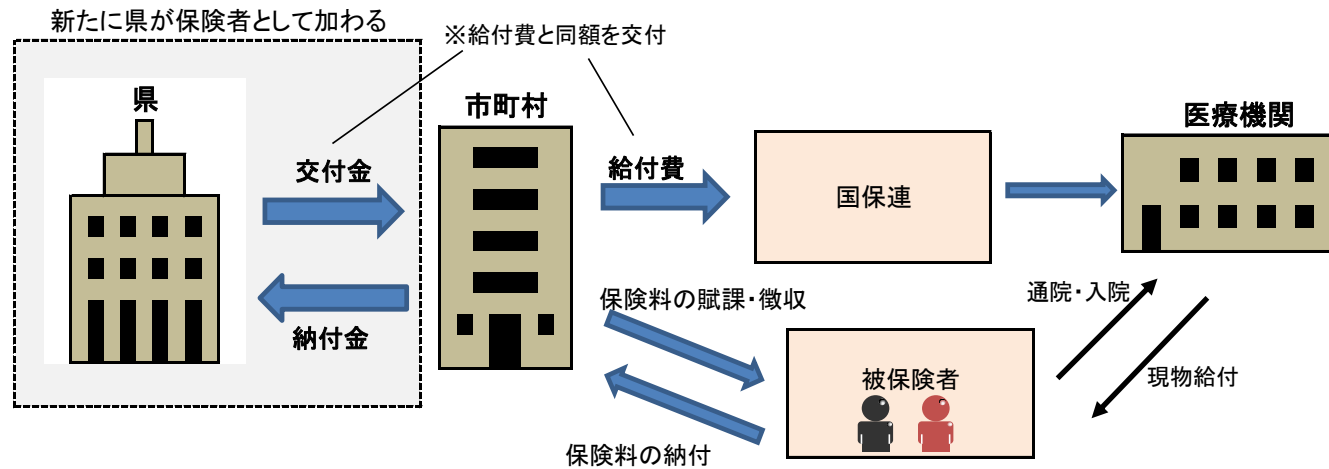
1 国保制度改正の目的

国保が抱える構造的問題を解消し、事業運営の安定化を図ることで、国民皆保険制度を堅持する。



2 新しい制度の仕組み

(1) 事業のながれ

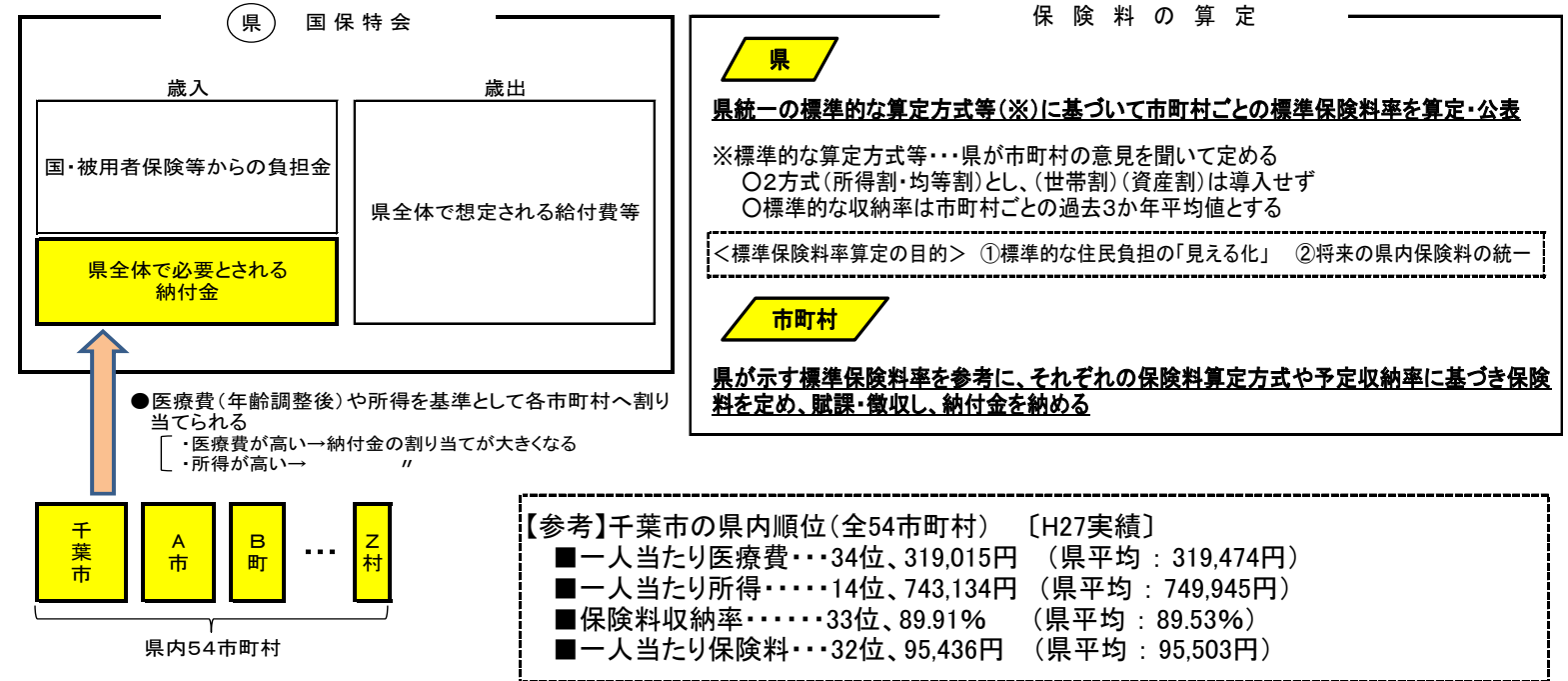


(2) 県と市町村の役割

- | 県 | 市町村 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 財政運営の主体 ● 国保運営について中心的な役割 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県内の統一的な国保の運営方針の策定 ◆ 交付金 (= 市町村が保険給付に要した費用) を市町村に支払 ◆ 市町村ごとの納付金の額を決定 ◆ 標準保険料率の算定 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 納付金を県に納付 ◆ 保険料の賦課・徴収 ◆ 資格管理・保険給付の決定 ◆ 保健事業 |

3 納付金と保険料

- <ポイント>
- ① 県全体で想定される給付費に見合う納付金を各市町村が県に支払う。
 - ② 各市町村は、県が示す標準保険料率を参考に、市町村が独自に保険料率を定め、賦課徴収する。



4 広域化後の市町村の国保特会のすがた

- <ポイント>
- ① 国費や県費、被用者保険からの拠出金、県単位でレセプトを共同処理する共同事業費の大半は県へ移行する。
 - ② 新たに、歳入の県支出金に「保険給付費等交付金」、歳出に「国民健康保険事業費納付金」が加わる。
 - ③ 財政規模は大きな変動なし
 - ④ 累積赤字は残る

5 広域化で被保険者にとって変わる点

- ① **被保険者の資格が都道府県単位での管理となる。**
 同一県内での市町村間の異動では資格を取得・喪失しなくなる。
 代わりに、市町村単位で資格適用の開始と終了という概念が発生(被保険者は、引き続き居住する市町村へ保険料を納め、当該市町村から給付を受ける)

- <ポイント>
- 市町村間の住所異動があれば、これまでどおり届出が必要。
 被保険者証に「千葉県」の記載が加わる
 被保険者証の使い方は変わらない。
- ② **高額療養費の多数回該当の判定において該当回数が同一県内で通算される**
 平成30年4月以降の同一県内での高額療養費の該当回数が通算される。

- <ポイント>
- 多数回該当に該当するケースが拡大するため、被保険者にとってメリットが拡大する。